



古 産 第 1 1 3 号
令和7年10月24日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

古河市長 針谷 力



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年9月17日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 古河駅東部計画

所在地 古河都市計画事業古河駅東部土地区画整理事業135街区14画地 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

(1)株式会社セブン・フィナンシャルサービス

代表取締役 水落 辰也

(2)株式会社カインズ

代表取締役 高家 正行

住所

(1)東京都千代田区二番町4番地5

(2)埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
	意見なし	

